

会議の名称	新宿区情報公開・個人情報保護審議会（平成16年度 第13回）											
庶務を行う課	総務課											
開催日時	平成17年1月24日(月)	13:30～15:00										
開催場所	本庁舎6階 第4委員会室											
会議公開の可否及び非公開の場合の理由	可											
議事の概要												
会議次第	<p>個人情報保護条例に基づく諮問に係る審議及び結果</p> <p>1 諮問事項について</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 財務会計システムの機能追加について</td> <td>承認</td> </tr> <tr> <td>(2) 郵送請求管理システムの導入について</td> <td>承認</td> </tr> <tr> <td>(3) 郵送請求処理の業務委託について</td> <td>承認</td> </tr> <tr> <td>(4) 保養施設宿泊利用受付業務について</td> <td rowspan="2">承認(*1)</td> </tr> <tr> <td>(5) 区外学習施設利用受付業務の委託について</td> </tr> </table>		(1) 財務会計システムの機能追加について	承認	(2) 郵送請求管理システムの導入について	承認	(3) 郵送請求処理の業務委託について	承認	(4) 保養施設宿泊利用受付業務について	承認(*1)	(5) 区外学習施設利用受付業務の委託について	
(1) 財務会計システムの機能追加について	承認											
(2) 郵送請求管理システムの導入について	承認											
(3) 郵送請求処理の業務委託について	承認											
(4) 保養施設宿泊利用受付業務について	承認(*1)											
(5) 区外学習施設利用受付業務の委託について												
審議・協議内容	<p>2 報告事項について</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 区外学習施設宿泊予定者名簿の提供について</td> <td>了承</td> </tr> <tr> <td>(2) 育児支援家庭訪問事業業務受託者への個人情報の提供について</td> <td>了承</td> </tr> <tr> <td>(3) 子どもショートステイ協力家庭への個人情報の提供について</td> <td>了承</td> </tr> <tr> <td>(4) 地域子育て支援事業業務受託事業者への個人情報の提供について</td> <td>了承</td> </tr> <tr> <td>(5) 子ども育成支援事業業務受託事業者への個人情報の提供について</td> <td>了承</td> </tr> </table>		(1) 区外学習施設宿泊予定者名簿の提供について	了承	(2) 育児支援家庭訪問事業業務受託者への個人情報の提供について	了承	(3) 子どもショートステイ協力家庭への個人情報の提供について	了承	(4) 地域子育て支援事業業務受託事業者への個人情報の提供について	了承	(5) 子ども育成支援事業業務受託事業者への個人情報の提供について	了承
(1) 区外学習施設宿泊予定者名簿の提供について	了承											
(2) 育児支援家庭訪問事業業務受託者への個人情報の提供について	了承											
(3) 子どもショートステイ協力家庭への個人情報の提供について	了承											
(4) 地域子育て支援事業業務受託事業者への個人情報の提供について	了承											
(5) 子ども育成支援事業業務受託事業者への個人情報の提供について	了承											
決定事項	<p>その他</p> <p>(1) 次回日程 第14回:平成17年1月27日10:00～12:00、場所:第2委員会室を(予定)を確認</p>											
出席委員等	<p>1 委員 寄本勝美会長 山口邦明副会長 蜂谷栄治委員 阿部早苗委員 小畑通夫委員 桑原公平委員 のづたけし委員 猪爪まさみ委員 原田一郎委員 中矢征子委員 鍋島照子委員 片貝英重委員 信夫竹久委員 井上俊也委員 佐藤千枝子委員</p> <p>2 説明者 の1の(1)は、加賀美企画部副参事(財務会計・文書管理システム担当) の1の(2)(3)は、林区民課長、 の1の(4)は、野口区民部長 の1の(5)及び (1)は、赤羽生涯学習振興課長、 の2の(2)～(5)は、高橋児童家庭課長</p> <p>3 事務局等 酒井総務課長</p>											
その他事項	<p>(*1)ただし、業者選定に当たっては、業者のセキュリティ管理についてを重要な基準とするよう意見を付す。</p>											